

福岡県小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業実施要綱

(目的)

第1条 福岡県小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業（以下「本事業」という。）は、在宅で人工呼吸器装着等の医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等（以下「患児」という。）が、家族等の介護者の休息等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、円滑に適切な医療機関に入院（以下「一時入院」という。）できるよう受け入れ体制を整備することで、患児と家族等の介護者が安心して地域で療養生活を送ることができ、小児在宅医療が推進されることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、福岡県（政令市、中核市を除く）とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象患児は、次に掲げる要件を全て満たす児童等（18歳未満の者。ただし、小児慢性特定疾病の医療費助成に該当する20歳未満の者を含む）とする。

- (1) 福岡県（政令市、中核市を除く）に住所を有する児童等
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の2に規定する小児慢性特定疾病児童等のうち、人工呼吸器等装着の認定を受けている者、又は、重症患者認定を受けかつ次のいずれかの状態にある児童等
 - ア 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している
 - イ 気管切開を行っている
 - ウ 常時頻回の喀痰吸引を実施している
- (3) 在宅における患児の介護者の疾病や疲労又は患児のきょうだい児の看護等の事由により、必要な介護が受けられなくなり、在宅療養の継続が一時的に困難な状態にある児童等

(実施方法)

第4条 本事業の対象となる一時入院は、福岡県と本事業に係る委託契約を締結した医療機関（以下「契約医療機関」という。）において行う。

(登録申請)

第5条 第3条に該当する対象患児を介護する保護者は、本事業の利用を希望する場合には、福岡県小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業登録申請書（様式第1号）（以下「登録申請書」という。）により、知事に申請する。

(本事業の登録)

第6条 知事は、登録申請書を受理した場合は、本事業の登録の適否を決定し、その結果を第5条の規定に基づき登録申請を行った者（以下「申請者」という。）に対して福岡県小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業登録承認通知書（様式第2-1号）（以下「登録承認通知書」という。）又は福岡県小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業登録不承認通知書（様式第2-2号）により通知する。

- 2 知事は、前項の規定において登録の承認の通知を行う場合、申請者に対して福岡県小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業利用状況管理票（様式第3号）（以下「利用状況管理票」という。）を送付する。

（承認期間）

第7条 第6条第1項に基づき登録を承認する期間（以下「承認期間」という。）は、本事業に登録を行った日から、小児慢性特定疾病医療受給者証の有効期限までとする。

（一時入院利用日数）

第8条 本事業の対象となる一時入院の利用を行うことができる日数は、患児一人につき承認期間中に14日までとする。

- 2 前項の日数の算定は、一時入院を受け入れた初日を1日目とし、午前零時を境に加算を行う。

（利用状況管理票の返還）

第9条 第6条第1項の規定に基づき登録の承認を受けた申請者（以下「承認申請者」という。）は、患児が第3条に規定する要件を満たさなくなった場合には、速やかに福岡県小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業利用状況管理票返還届（様式第4号）に利用状況管理票を添付して知事に届け出なければならない。

（一時入院の実施）

第10条 一時入院を希望する承認申請者は、対象患児の普段の医療や看護、介護等の状況を把握している医療機関（以下「かかりつけ医療機関」という。）が契約医療機関である場合には、当該契約医療機関に対して登録承認通知書及び小児慢性特定疾病医療受給者証を提示し、一時入院について相談する。

- 2 前項の相談を受けた契約医療機関は、一時入院が可能と判断した場合には、対象患児の一時入院を実施する。
- 3 かかりつけ医療機関での一時入院ができない場合には、法第19条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援員は、承認申請者の希望により、「かかりつけ医療機関」以外の契約医療機関と事前受診や一時入院に関する調整を行うことができる。
- 4 前項による調整を行う場合、承認申請者や福岡県と本事業に係る委託契約を締結しているかかりつけ医療機関は、対象患児の普段の医療や看護、介護等の状況を、事前受診等を行おうとする医療機関に情報提供するよう努めるものとする。
- 5 本条第3項による事前受診等の結果、一時入院の受入が可能と判断した契約医療機関は、対象患児の一時入院を実施する。

（利用状況管理票の提示）

第11条 承認申請者は、第10条第2項又は第5項の規定により対象患児の一時入院を実施する場合は、一時入院を実施する医療機関（以下「受入施設」という。）又は第10条第3項に規定する一時入院に関する調整を行う小児慢性特定疾病児童等自立支援員に対して、利用状況管理票を提示しなければならない。

- 2 受入施設又は小児慢性特定疾病児童等自立支援員は、利用状況管理票により、本事業

業において利用が可能な入院日数を承認申請者と確認する。

3 受入施設は、一時入院の実績を利用状況管理票に記載しなければならない。

(実績報告及び委託料)

第12条 受入施設の長は、一時入院が終了したときは、福岡県小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業受入実績報告兼請求書(様式第5号)(以下「受入実績報告兼請求書」という。)を知事に提出する。

2 知事は、前項の受入実績報告兼請求書に基づき、対象患児の一時入院1人1日につき22,223円に消費税及び地方消費税を加算した金額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額。)を受入施設に支払う。

(移送)

第13条 対象患児の移送については、承認申請者の責任において行うものとする。

(利用状況管理票の再発行)

第14条 承認申請者が紛失等により利用状況管理票の再発行を受けようとするときは、福岡県小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業利用状況管理票再発行申請書(様式第6号)(以下「再発行申請書」という。)に必要事項を記入し、知事に申請する。

2 知事は前項の再発行申請書を受理した場合は、一時入院の利用状況を確認し、利用状況管理票を再発行する。

(登録申請内容の変更)

第15条 承認申請者は、第5条により登録申請した内容に変更が生じた場合は、福岡県小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業登録事項変更届(様式第7号)を知事に提出する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。